

1. 株式会社アルクが発行、運営する全媒体において掲載をお断りしている業種・業態

- (1)利殖を目的とした投資・投機の斡旋、勧誘、募集等の広告（無限連鎖講<ネズミ講>、マルチ商法を含む）
- (2)代理店、フランチャイズなどに関わる斡旋、勧誘、募集等の広告
- (3)風俗営業法による規制の対象となる広告
- (4)食品や化粧品等により、丰胸、伸長あるいは身体の特定位位への効果をうたう広告
- (5)著作権物の売買（ディスカウントショップ、中古品等）で具体的な価格表示をしている広告
- (6)成人向けソフトおよび商品等の広告
- (7)伝言ダイヤル、出会いサイトの広告
- (8)宗教に関する広告
- (9)政治・選挙に関する広告
- (10)ダイヤルQ2の広告
- (11)その他、アルクおよび日本雑誌広告協会の「広告掲載基準」にもとづき、不適当と判断されたもの

2. 通信販売に関する広告について

(1)誇大広告などの禁止事項

- ❶商品の性能または効能、役務の内容もしくは効果について、著しく事実に相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。
- ❷商品についての国または地方公共団体の推薦、公認を事実と相違して表示することはできない。
- ❸商品の原産地もしくは製造者を事実と相違して表示してはならない。

(2)必要表示事項

- ❶商品の販売価格及び送料（送料は金額をもって表示）。
- ❷商品代金の支払時期及び方法（前払いは不可）。
- ❸商品の引渡時期（期間または期限をもって表示）。
- ❹商品の引渡または返還についての特約に関する事項（特約がない場合はその旨）。
例)開封後の返品は不可、返品は到着後○日以内、送料はお客様負担等。
- ❺販売業者の氏名または名称及び住所・電話番号（私書箱のみは不可）。

(3)条件付必要表示事項

- ❶申込の有効期限があるときは、その期限を表示。
- ❷上記の必要表示事項に定める金銭以外に購入者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額。
- ❸商品にかくれた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容。
- ❹商品の販売数量制限、その他の条件があるときは、その内容。
- ❺広告の表示の一部を表示しない場合で、書面を請求した者に当該書面にかかる金銭を負担させるときは、その金額。
例)別途資料をとりよせたときの郵便料、カタログ、説明書等が有料のときは、その金額。

3. 教育に関する広告について

(1)学校、専修学校及び各種学校の広告は、その学校が学校教育法に準拠した名称・内容などを備えているものでなければならない。

(2)各種学校に関する広告は、次の表現はできない。

- ❶〇〇大学校、〇〇大学院、〇〇高校のように正規の学校のような名称を用い、法的根拠を持つ資格を得られるような表現。
- ❷法律的に認められていない資格を、あたかも法律的に認められているような権威があるがごとき表現。
- ❸職業紹介の許可を受けずに斡旋、仲介、就職をうたったもの。

(3)外国大学の日本校に関する広告は、必ず本校が学校教育法による学校ではないことを明記すること。

(4)いわゆる学校、予備校、塾などの広告で事実の裏付けがなく、合格率や就職率などを実績表示したり、将来を確約する表現はできない。(※)

例)「合格確実」「就職100%」「100%成績上昇」

(5)学校、専修学校、各種スクールの広告掲載については、開校して1年を経過していなければならない。

(6)通信教育に関する広告について

- ①基本的に技能研修講座のみをうたうことを原則とし、修得後は、副収入の途もあるという表現にとどめる。
- ②知識・技能の修得によって、直ちに高収入が約束されたり、保証されたりするような表現をしてはならない。
- ③知識、技能の習得が就職に著しく有利であるかのような表現は、個人別・企業別によって異なるので、この種の誇大広告は認めない。
- ④製品販売の斡旋や買取を約束する表現はしない。
- ⑤就業の斡旋は関連法規に抵触しないように注意する。
- ⑥資料の先着配布については、限度数量と配布期間を明示する。

(7)「記憶術」「速記・暗記法」等の広告について個人差もあり、すべての人に効果を保証することは、著しく誤認を与えるものであり、下記の点に注意する。

- ①具体的に説明する場合は、「教程を完全にマスターした場合」の文言を必ず併記すること。
- ②数字を使用して約束するような誤認期待はさせないこと。
- ③体験談を主体としないこと。
- ④「絶対」「一発で」「奇跡」「驚異」などの最大級の文言は使わないこと。(※)

4. 海外語学研修ツアー及び留学生募集に関する広告について

(1)海外語学研修ツアーに関する広告

- ①国土交通大臣登録「一般旅行者」の主催によるもの
- ②「一般旅行者」と「旅行業代理店業」の主催によるもの
- ③「一般旅行者」の主催で「留学斡旋業者」（学校等も含む）の企画によるもの。

※特例として、青少年交流計画に基づく認可団体（非営利公益法人）の主催によるものは、上記の条件を満たさない場合の掲載もありうる。

(2)留学（個人）に関する場合

原則的には上記①の各条件にあてはまるものとする。

(3)原則、株式会社、有限会社、学校法人、財団法人、社団法人とし、個人経営の場合は掲載しない。

(4)実際に顧客へのサービス提供を開始して1年を経過していなければならない。

5. 人事募集に関する広告について

(1)人事募集の広告は、職業安定法および労働基準法・労働者派遣法（略称）・男女雇用機会均等法（略称）に違反しないように注意する。

(2)広告面には、特に次の事項を明記する。

雇用主の名称、同所在地、電話番号。職種（具体的に）。

就職地が雇用主の所在地と異なる場合は、その就業場所、雇用条件、勤務時間、固定給及び条件、労働環境、福利厚生。

(3)広告主と関係のない第三者に募集を委託する、いわゆる委託募集は厚生労働大臣の許可がなければならない。

特定用語の使用基準について

- ①全く欠けるところがないことを意味する用語は断定的に使用しない。例)「完全」「完璧」「絶対」「万全」等
- ②最上級を意味する用語は客観的・具体的に説明できる根拠がない限り使用しない。例)「最高」「最高級」等
- ③他の事業者よりも優位に立つことを意味する用語は、客観的・具体的に説明できる根拠がない限り使用しない。

例)「日本一」「業界一」「当社だけ」「他に類をみない」等

上記、特定用語を使用する際は、その根拠となる公的ないしそれに準ずる第三者機関提供のデータを添付して提出。株式会社アルクが妥当と認識した場合のみ掲載を認める。

●新規お取引について

【ご用意いただくもの】

- ・貴会社概要・業務案内（当社の規定により貴社の会社概要・業務案内を保管致します）
- ・新規取引申請書類（弊社社内用文書で弊社仕様の書類。弊社担当者よりお送りしますのでご記入、ご返送ください）



当社規定により審査後、[広告掲載申込書]をお送り致します。



広告掲載申込書に必要な事項をご記入・ご捺印の上、ご返送ください。

- ・貴社の控えを必ず保管してください。
- ・広告掲載申込書受領をもって正式な広告掲載のお申し込みとなり、貴社広告掲載スペースを確保致します。
- ・貴社お支払いサイト(締め日/お支払い日)/請求書の送付先/ご担当者(ご担当者名・部署etc.)をご連絡ください。

掲載料金お支払いについて

- ・新規のお取り引きの際は、初回広告掲載より最低3回返は前金でお願いしております。
(原稿データ入稿時まで当社指定の口座にお振り込みください)
- ・広告掲載申込書の「支払日」欄にお振り込み予定日を明記ください。
- ・3回目以降の請求書の発行は広告掲載誌発行月末付け翌月初めの送付となります。

●キャンセル料金について

発売日より**30日前**をすぎでのキャンセルは全額お支払いいただきます。



注意事項

- ・広告のお申し込みの際は、株式会社アルクが用意する「広告掲載申込書」の提出を必ずお願い致します。
こちらの受領をもって正式なお申し込みと致します。
(広告代理店様で専用のお申込書をご使用の場合は、そちらでも構いません)
- ・広告お申し込みの締切は、ご出稿の媒体や掲載メニューによって異なりますので、予め弊社担当にご確認ください。
タイアップ広告などにつきましても、予め弊社担当営業にスケジュールの確認をお願い致します。
- ・オーダー後、入稿原稿の審査をさせていただきます。
審査の結果、原稿の修正をお願いすることもございます。予めご了承ください。
- ・タイアップ広告や記事体広告など、特別な体裁、内容の広告は仕様や制作スケジュールなど、事前にご相談ください。
当部署が制作に関わらない場合（広告主様または、広告代理店様の制作による記事広告）は、入稿前に各担当営業にご連絡ください。レイアウトまたは版下チェックが必要です。
原稿には欄外に12級以上のゴシックで「PR」と全ページ（右ページは右下、左ページは左下）に記してください。
- ・株式会社アルクは、お申し込みいただいた広告について、その掲載をお受けするか否かの権利を有します。
また、掲載された広告内容などに関する一切の責任は広告主が負うものとします。
- ・その他、広告掲載については、日本雑誌広告協会作成の「雑誌広告掲載基準」及びアルクの広告掲載基準に準じます。